

平成 26 年 2 月 6 日

各 位

大 阪 市

消費税の税率の改正に伴う入札方法等について

消費税及び地方消費税法の改正に伴い、平成 26 年 4 月 1 日以降に契約締結する契約から次のとおり入札方法等が変わりますのでご注意ください。

また、下請契約等における消費税については、下記 2 のとおり適正に転嫁を行ってください。

記

1 入札書の記載方法等

平成 26 年 4 月 1 日以降に公告を行う案件について

(1)入札金額の記載方法

課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載して入札をしてください。

(2)落札者の決定方法

課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、予定価格に 108 分の 100 を乗じて得た金額の範囲内で最低の金額で入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設ける場合にあっては、上記価格（予定価格に 108 分の 100 を乗じて得た価格）の範囲内で最低制限価格に 108 分の 100 を乗じて得た価格以上の価格の入札者のうち、最低の価格の入札者を落札者とします。

なお、低入札価格調査制度における調査基準価格の設定についても同様の取り扱いを行うものとします。

(3)落札（契約）の金額

落札（契約）金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額とします。

なお、落札金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。（ただし、単価契約については、この限りではありません。）

(例)

落札者の入札書記載金額 ¥1,258,440 とすると

$$¥1,258,440 \times 108 / 100 = ¥1,359,115.20$$

1円未満は切り捨てるので、落札（契約）金額は¥1,359,115となります。

(4) 契約書の記載方法

契約書の「契約金額」欄には、(3)の金額を記載します。

[(3)の例では、¥1,359,115 を記載することとなります。]

なお、課税事業者である場合は、「うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額」欄に、消費税、地方消費税の合算した額を記載してください。

[(3)の例では、 $¥1,359,115 - ¥1,258,440 = ¥100,675$ となり、

¥100,675 を記載することとなります。]

(5) 課税事業者、免税事業者の届出

入札書等に届出欄を設けているので、該当事項にチェックをしてください。

(6) 随意契約による場合

(1)～(5)までの方法と同じ方法となります。

2 消費税、地方消費税の適正な転嫁

消費税、地方消費税は、取引の各段階に課されるものであるため、下請負契約、資材購入等において、自己の取引上の地位を不当利用することなく、消費税、地方消費税分を適正に上乗せした契約を締結し、転嫁を受け入れること。

なお、免税事業者である下請負業者等にあってもその仕入れに消費税、地方消費税分を上乗せされていることに留意すること。